

## 【貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書】

自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日

- (1) 基本財産及び特定資産の明細
- (2) 引当金の明細

以上については、財務諸表の注記に記載しているため、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書は作成していない。